

南三陸町庁舎・総合支所建設事業 基本設計プロポーザル実施要領

平成 26 年 12 月 4 日

1 目的

この要領は、南三陸町に庁舎と歌津総合支所（以下、「総合支所」という。）を建設するにあたり、設計者を選考するために公募型プロポーザル方式により、表記施設に関する技術的提案を求め、その提案内容及び能力を総合的に比較検討して、最も適格と判断される設計者を選定する手続きについて定めるものである。

2 事業の名称

南三陸町庁舎・総合支所施設建設事業 基本設計業務委託

3 設計者選定方法

公募型プロポーザル方式

4 主催及び提出先等

(1) 主催 南三陸町

(2) 連絡先、提出先、問い合わせ先

南三陸町役場 建設課

宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田 5 6 番地 2

電話 0226-46-1377 FAX 0226-46-4557

E-mail tyosya.sogoshisyo-propo@town.minamisanriku.miyagi.jp

5 事業の概要

(1) 委託業務の内容

ア 南三陸町庁舎建設に係る設計業務（基本設計）

・南三陸町役場；南三陸町志津川字沼田地内

・施設規模等；南三陸町庁舎建設基本構想（以下、「基本構想」という。）による。

・都市計画等；志津川都市計画「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」

（平成 25 年 10 月 25 日決定）

・敷地面積；約 8,730 m²

・駐車場；200 台程度（公用車 100 台、来庁者用 100 台程度）

* 基本設計において来庁者調査を行い台数を決定する。

イ 南三陸町総合支所に係る設計業務（基本設計）

・南三陸町総合支所；南三陸町歌津字柘沢地内

・施設機能；基本構想による。

- ・都市計画等；都市計画区域外
- ・敷地面積；約 4,600 m²
- ・駐車場；60 台程度（公用車 10 台、来庁者用 40 台、職員用 10 台）

＊基本設計において来庁者調査を行い台数を決定する。

ウ 建設にあたって事前に必要となる届出及びその他関係機関との協議

6 実施にあたっての基本的事項

- ① 本プロポーザル実施にあたっては、審査委員会を設置し、審査を行う。
- ② 庁舎・総合支所の建設工事は、平成 27 年度中に着手するものとする。
- ③ 本プロポーザルにおいては、本委託業務に適した創造力、技術力を有し、問題解決能力の高い調整力のある設計者を選定するために行うものである。

7 本プロポーザルにおいて求める提案

(1) 求める提案

南三陸町では、安全な高台に庁舎と総合支所をそれぞれの敷地に整備することとしている。以下の事項を、わかり易く考え方とその根拠を、文章又は図で提案すること。

- ① 南三陸町の地域のおかれた状況並びに庁舎及び総合支所のそれぞれの敷地の状況を考慮した南三陸町庁舎・総合支所の敷地利用計画案と建物計画案。
- ② 南三陸町庁舎建設基本構想「第 1 章 新庁舎建設の基本的考え方」を解釈して、計画する施設が、住民等の利用に親しまれる内容に計画されていること。
- ③ その他、本プロポーザルで特に提案したい事項

(2) 基本設計時にあたって求められる内容

- ① 基本設計時に際して
 - ・基本設計にあたっては、建築材料および労務費等市場の状況を調査・検討し、価格・品質の実現性の精度を高めた設計を行うこと。
- ② 基本設計にあたって、庁舎及び総合支所の設計には、以下の事項が求められるので、本プロポーザルの提案に際しても留意すること。

<庁舎に関して>

- ・庁舎建設にあたっては、住民サービスの向上と行政運営の効率化、防災の拠点、情報の発信拠点、協働の場の整備等、基本構想に示す内容を具体的に計画すること。
- ・周辺の公共施設との関連性について整合を図ること。
- ・駐車場の規模及び構造は、置かれた敷地状況及び来庁者調査に基づき、敷地の有効利用が計れるものとして計画すること。

- ・当分の間、現在の仮庁舎及び診療所は、震災復興の派遣職員等の多く所属する課及び関連部署の事務所として使用する。

＜総合支所に関して＞

- ・総合支所建設にあたっては、併設する公民館及び保健センターと有機的に連携するよう計画すること。
- ・隣接する歌津コミュニティセンターにある魚竜化石の展示物は、今後、他の場所に移転することが予定されている。その後において、当該施設を本計画と併せた利活用を検討すること。

8 プロポーザル審査委員会の構成及び選定方法

(1) 審査委員

区分	氏名	所属団体	適用
学識経験者	佐藤 滋	早稲田大学 理工学術院教授	委員長
	小野田 泰明	東北大学 大学院教授	委員
	遠藤 和義	工学院大学 建築学部教授	委員
行政	遠藤 健治	南三陸町 副町長	委員
	三浦 清隆	南三陸町 総務課長	委員
	阿部 俊光	南三陸町 企画課長	委員
	三浦 孝	南三陸町 建設課長	委員

(2) 審査委員会運営方法

別に定める「南三陸町庁舎・総合支所施設建設事業 基本設計プロポーザル審査委員会運営要領」（以下、「運営要領」という。）による。

(3) 審査委員会での審査過程

本プロポーザルの審査は、2段階とする。

第一次審査は提案書より、5者程度選定する。その後第二次審査において、選定された者からのプレゼンテーション及びヒアリングを行い、最も優れた提案（以下「優秀賞」という。）を行った設計者と次点の設計者を選定する。

(4) 審査講評及び審査経過の公表

審査委員会は第一次審査で選ばれた作品並と優秀賞並びに次点の作品の講評を行うとともに、結果は公表する。また、審査経過も公表する。

(5) 審査委員会事務局

事務局は、建設課があたる。

9 選定スケジュール（予定）

H26年10月29日（水）

第一回審査委員会・委嘱辞令交付

	(実施要領原案、運営要領原案等の審議)
H26年12月4日(木)	プロポーザル公告
H26年12月4日(木)～12月12日(金)	実施要領・資料配布期間
H26年12月4日(木)～12月12日(金)	質問受付期間
H26年12月19日(金)	質問回答
H26年12月4日(木)～12月24日(水)	参加表明書提出期間
H27年1月15日(木)	プロポーザル提案書 提出期限
H27年1月 下旬	第二回審査委員会(5者程度選考)
審査委員会翌日	第一次審査結果 通知
H27年2月 中旬	第三回審査委員会
	(プレゼンテーション、ヒアリング、質疑 ⇒審査「優秀賞者・次点者」決定)
審査委員会翌日	優秀賞者・次点者への通知
H27年2月 中旬	結果発表 ホームページ掲載

(1) 実施要領、資料等の配布場所

南三陸町役場 建設課 窓口

南三陸町ホームページからダウンロードも可能である

<http://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/>

(2) 質問受付の期限、方法

質問は、平成26年12月12日(金)午後5時15分までに、下記のメールアドレス宛てに、書式2により提出すること。

メールアドレス ; tyosya.sogoshisyo-propo@town.minamisanriku.miyagi.jp

(3) 質問の回答

期日までにメールで受付けた質問については、平成26年12月19日(金)に、平成26年12月12日までに参加表明書及び質問書を提出された者に対して、メールで全者への回答(返信)を行う。

(4) 参加表明書の受付

参加表明書は平成26年12月24日(水)午後5時15分までに建設課に持参または郵送により受け付ける。なお、郵送の場合には12月24日(水)午後5時15分までに役場総務課に届いたもののみ受け付ける。

(5) 提案書の受付

提案書は、上記参加表明書及び質問書を除いたすべての図書を平成27年1月15日(木)午後5時15分までに建設課に持参、または郵送により届いたものについて受け付ける。なお、郵送の場合には、1月15日(木)午後5時15分までに役場総務課に届いたもののみ受け付ける。

(6) 第一次審査合格者への通知

審査委員会の後、速やかに、応募者全員に選考結果を通知する。なお、第一次審査合格者へは、第三回審査委員会が行われるヒアリングの会場、時間等も併せて通知する。

(7) 第三回審査委員会への出席者

第三回審査委員会への出席は、総括責任者及び意匠担当主任技術者（2名以内）他1名、計4名までの参加を認める。

(8) 第三回審査委員会の結果通知

第三回審査委員会終了後、速やかに、審査結果を第一次審査合格者全員に通知する。なお、優秀賞者（設計契約優先交渉権者。以下「優先交渉権者」という。）に対しては、今後予定される契約手続きについて通知する。

(9) 審査経過と審査講評の公表

第三回審査委員会終了後、速やかに、審査の経過と講評を南三陸町ホームページに公表する。

(10) 優先交渉権者との契約手続き

南三陸町は、優先交渉権者との契約手続きを、速やかに進めることとする。なお、優先交渉権者との契約交渉が整わない場合には、次点の者との契約手続きを行うこととする。

(11) 提出物の制限

本プロポーザルへの参加を表明した者は、各者1点を提案するものとする。

10 参加資格等

次に掲げる全ての要件を満たしていることを条件とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 南三陸町入札参加業者指名停止要領（平成17年南三陸町訓令第37号）による指名停止期間中の者でないこと及びいずれの自治体においても指名停止期間中の者でないこと。
- ③ 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。かつ、社員として、構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士を有して、これらの設計業務も行える者であること。また複数者の協定による連合体も認める。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- ⑤ 公共施設の設計及び監理実績（過去10年間で3件以上）、その内1件は延べ面積が3000㎡以上あること。なお、庁舎の設計及び監理の実績がある場合は必ず記入す

ること。

1.1 その他

- ① 各者は、総括責任者1名、意匠主任技術者2名置くことができる。
- ② 以下の条件に該当した場合は失格となる場合がある。
 - ア 参加資格等に該当しない場合、又は提出期限に遅れた者
 - イ 記載必要事項の全部又は一部が記載されていない場合、及び虚偽の記載をした場合
 - ウ 記載事項に示されている以外の内容が記載されている場合
 - エ 第三回審査委員会のプレゼンテーション及びヒアリング開始時刻に遅れた者
 - オ 審査委員に審査に影響を及ぼす接触等を行った場合
- ③ 提出書類は、すべてコピーとし、指定された大きさとする。なお、提出資料として示されたもの以外の資料、図面等は受け付けない。
- ④ 提案書に記載された総括責任者及び主任技術者は、原則として変更することはできない。なお、特別な理由がある場合には申し出ることができる。
- ⑤ 提出する提案書は、ホッチキス綴とはしないこと。フラットファイル（A4版、縦綴、2穴）に綴るものとする。また、ファイルの表裏面には、件名、社名等は記載しないこと。
- ⑥ 提出された提案書は、審査以外の目的で使用しない。ただし、第二回審査委員会で、第一次審査合格者となった5者程度の提案書については、南三陸町ホームページ等で公表する。
- ⑦ 提出書類は原則として返却しない。返却を希望する場合には提案書の表紙に朱書きで「返却希望」と明記すること。なお、第一次審査合格者は公表の対象とする。
- ⑧ 審査結果についての異議申し立ては認めない。
- ⑨ 応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

1.2 配布資料等

- ① 南三陸町庁舎・総合支所施設建設事業 基本設計プロポーザル実施要領
- ② 南三陸町庁舎・総合支所施設建設事業 基本設計プロポーザル
審査委員会運営要領

- ③ 南三陸町庁舎建設基本構想
- ④ 南三陸町震災復興計画（概要版）
- ⑤ 都市計画図書一式
- ⑥ 敷地計画図（周辺道路計画含む）

（*総合支所の敷地形状は測量前の図であり、現状では想定の敷地で面積算定したものである。）

⑦ プロポーザル応募様式一式

- | | |
|---------------------------|------|
| ・参加表明書 | 書式 1 |
| ・質問書 | 書式 2 |
| ・提案書（表紙） | 様式 1 |
| ・会社の業務実績、概要と技術者の状況 | 様式 2 |
| ・庁舎等の設計及び監理業務の実績 | 様式 3 |
| ・予定される設計担当者の経歴と業務実績 | 様式 4 |
| ・総括担当者及び意匠担当主任技術者の設計業務の実績 | 様式 5 |
| ・施設設計にあたっての考え方に関する提案 | 様式 6 |

* 書式・様式をダウンロードする場合は、南三陸町公式ホームページ「入札契約情報」を参照のこと＞

1.3 提案書（書式、様式、提案を文章及び図にまとめたもの）

- | | |
|-------------------------------|------|
| ・提案書（表紙） | 様式 1 |
| ・会社の業務実績、概要と技術者の状況 | 様式 2 |
| ・庁舎等の設計及び監理業務の実績 | 様式 3 |
| ・予定される設計担当者の経歴と業務実績 | 様式 4 |
| ・総括担当者及び意匠担当主任技術者の設計業務の実績 | 様式 5 |
| ・施設設計にあたっての考え方に関する提案（A3版3枚以内） | 様式 6 |
| ・様式 6 を拡大した図（A1版） | |

提出部数 様式 1～様式 6；10部
様式 6 を拡大した図；1部